

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

告示

- 平成十八年度准看護師試験の実施(七五二・医務事業課) ……1
 - 保安林の指定(七五三・森林整備課) ……1
 - 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(七五四・商業貿易室) ……2
 - 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(七五五・商業貿易室) ……3
 - 道路の供用開始(七五六・道路課) ……3
- 公告
- 特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター) ……3
 - 教育委員会告示
 - 教育委員会会議の開催(二九・教育庁総務課) ……4

告 示

秋田県告示第七百五十二号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、次のとおり平成十八年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令

森 林 の 所 在 場 所	郡 市	山 本 郡	全 面 積	保 安 林 指 定 見 込 面 積 (ヘクタール)	指 定 の 目 的	指 定 施 業 要 件
	町 村	三 種 町				
	大 字	上 岩 川				
	字	西 又 沢				
地 番	五 五 六 〇 六 六	帳 込 み (ヘクタール)	〇・四〇七七 〇・二三五七 〇・二二五四	〇・四〇七七 〇・二三五七 〇・二二五四	土砂の流出の防備	立木の伐採の方法
面積	四、〇七七 二、三五七 二、二五四	見込み	〇・四〇七七 〇・二三五七 〇・二二五四	保安林指定見込面積(ヘクタール)	指定の目的	立木の伐採の方法及び間伐その他特別の場合の伐採に係るもの
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種			
附属明細書のとおり	主伐として伐採をすることができない立木	附属明細書のとおり	附属明細書のとおり			

第三十四号)第十九条の規定に基づき、告示する。

平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十九年二月十四日(水)

午後一時から午後三時三十分まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎大会議室

二 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護(看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

三 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書
- (二) 受験資格を有することを証する書類
- (三) 保健師助産師看護師法施行規則第二十七條各号に掲げる書類
- (四) 履歴書
- (五) 写真

出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦四センチメートル横三センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの 二枚

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

平成十八年十月三十一日(火) から同年十二月十三日(水) まで

秋田県知事 寺田典城

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

平成十八年十二月十一日(月) から同月十三日(水) までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務事業課

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限って受け付ける。

七 受験手数料

(一) 額

六千九百円

八 納付方法

(一) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

九 合格者の発表

平成十九年三月九日(金) 午前十時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームページ (<http://www.pref.akita.lg.jp/>) に掲示する。

十 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務事業課(電話〇一八―八六〇―一四〇六)

秋田県告示第七百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の二第一項及び第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

山本郡	三種町	上岩川	西又沢	六七 六九 七〇 七一 七二の一 七二の二 七二の三 七九 八五	二七六 九五八 一六〇 三五四 一六〇七 二〇三四 二〇三四 三〇二	〇・〇二七六 二六・六七〇〇 〇・〇一六〇 〇・〇三五四 一・六六〇七 二・二〇三四 二・二〇三四 〇・三三〇二	〇・〇二七六 二六・六七〇〇 〇・〇一六〇 〇・〇三五四 一・六六〇七 二・二〇三四 二・二〇三四 〇・三三〇二	土砂の流出 の防備	<p>は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとす</p>	
南秋田郡	五城目町	馬場目	水沢	一八〇 一八四 一八六	三九、七一 三三、八五四 五、三四七	三・九七一 三・三八五四 〇・五三四七	三・九七一 三・三八五四 〇・五三四七			
横手市			黒山	一 二 三 四	二二、五九二 三三、三二二 六四、八八一 二〇、四六六	二・二五九二 三・三三二二 六・四八八一 二・〇四六六	二・二五九二 三・三三二二 六・四八八一 二・〇四六六	干害の防備		
大森町				一五三 一五四の一 三二〇 三二三	二二、二一三 一五、六八七 七七、五五二 九五、九三二	二・三二一三 一・五六八七 七・七五五二 九・五九三二	二・三二一三 一・五六八七 七・七五五二 九・五九三二			
牛ヶ沢										
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。										
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるができる。										
平成十八年十月三十一日										
秋田県知事 寺田典城										

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部、平鹿地域振興局農林部並びに横手市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭佑
大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

新潟県新潟市清水四千五百一番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーモール
仙北市角館町上菅沢四百四十二番一外

(三) 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者

ア 変更前

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭佑
大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
能代市大町七番二十七号

イ 変更後

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭佑
大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
能代市大町七番二十七号

イ 変更後

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭佑
大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
能代市大町七番二十七号

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

新潟県新潟市清水四千五百一番地一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

ア 変更前

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭佑
大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
能代市大町七番二十七号

イ 変更後

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭佑
大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
能代市大町七番二十七号

イ 変更後

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭佑
大仙市川目字町東三十三番地

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
能代市大町七番二十七号

(四) 変更の年月日

平成十八年七月一日

- (五) 変更する理由
住所変更のため
二 届出年月日
平成十八年十月二十三日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仙北市役所 産業観光部 商工課
- (二) 縦覧期間
平成十八年十月三十一日から平成十九年二月二十八日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭祐
大仙市川目字町東三十三番地
- 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾忠勝
新潟県新潟市清水四千五百一番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーモール
仙北市角館町上菅沢四百四十二番一外
- (三) 変更しようとする事項
(1) 駐輪場の位置
株式会社ヤマキが設置する店舗側の駐輪場を、現況の二

か所から一か所とするもの

- (2) 荷さばき施設の位置
株式会社ヤマキが設置する店舗側の荷さばき施設の位置を、現況よりも東側に約五十メートル移動するもの
- (3) 廃棄物等の保管施設の位置
株式会社ヤマキが設置する店舗側の廃棄物等の保管施設の位置を、現況よりも東側に約五十メートル移動するもの
- 四 変更する年月日
平成十八年十一月十五日
- 五 変更する理由
建物計画の変更のため
- 二 届出年月日
平成十八年十月二十三日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
仙北市役所 産業観光部 商工課
- (二) 縦覧期間
平成十八年十月三十一日から平成十九年二月二十八日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	仁賀保矢島館合線及び象潟矢島線	由利本荘市矢島町荒沢字上石滝三六番四から字野際二七番三まで

二 供用開始の期日 平成十八年十月三十一日

公 告

- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十八年十月三十一日から同年十一月十三日まで
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
- 平成十八年十月三十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量
ロータリー除雪車(二・六メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十八年十月六日
- 四 落札者の名称及び住所
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田支店 秋田市寺内字
神屋敷二百九十五―六十二
- (五) 落札金額
四千七百七十九万円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十八年八月二十二日
- (二) 落札に係る物品の名称及び数量
ロータリー除雪車(二・二メートル級) 二台
- (一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日
平成十八年十月六日
- 四 落札者の名称及び住所
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田支店 秋田市寺内字
神屋敷二百九十五―六十二
- (五) 落札金額
五千四百四十九万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日

- (三) 平成十八年八月二十二日
落札に係る物品の名称及び数量
除雪グレーダ(四・〇メートル級G二) 二台
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十八年十月六日
- (四) 落札者の名称及び住所
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町九―四十八
落札金額
四千二百九十四万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十八年八月三十一日
- (四) 落札に係る物品の名称及び数量
小型ロータリ除雪車(一・三メートル級) 三台
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
落札者を決定した日
平成十八年十月十八日
- (四) 落札者の名称及び住所
東北建設機械販売株式会社 秋田支店 秋田市川尻町字大
川反二百三十三―九十
- (五) 落札金額
三千六百五十万八千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日
平成十八年八月二十二日

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年十月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

一 日時 平成十八年十一月七日 午後三時三十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

- (一) 平成十九年度秋田県教育委員会定期人事異動方針(案)
- (二) 秋田県産業教育審議会委員の任命
- (三) その他

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-ansu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁雄